

令和3年(行ウ)第 号 石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城 龍太郎 外2名
被告 石垣市

証拠説明書 1

令和3年4月26日

那覇地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大井 琢

同 弁護士 中村 昌樹

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	石垣市自治基本 条例 写し		被告	石垣市自治基本条例の規定	
甲2	石垣市条例制定 請求書 写し	平成30年12月20日	原告金城龍太郎ら	石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票の実施請求がなされ、当該請求が石垣市自治基本条例第28条1項の要件をみたすものであること	

甲 3	石垣市自治基本 条例逐条解説	写し		被告	石垣市自治基本条例の有権解釈 の内容
甲 4	石垣市議会令和 元年 6 月定例会 (第 4 回) 議事録	写し		被告	市長が市議会において、本件請 求につき、「署名は地方自治法 で集められた。途中から自治基 本条例に振り替えることは当た らない。」という誤った答弁を なしていること
甲 5	市民検討会議論 点整理	写し		被告	当初、石垣市自治基本条例に基 づく住民投票請求について、事 務局案においては、地方自治法 74条に基づく住民投票条例の 制定請求(直接請求)を単に確 認するもの(確認型)であった が、その後、平成20年7月1 1日付第8回市民検討会議にお いて「法定事項の50分の1以 上の連署では請求することに留 まることから、50分の1以上 よりハードルを高くし、直接住 民の意思を問うため、〇分の1 以上の連署をもって住民投票を 市長に請求したときは、直接住 民の意思を問うため、住民投票 を実施しなければならないとし た方がよい」という案が提案さ れ、事務局側は、この意見を加 味して本件自治基本条例28条 1項及び同条4項のような規定 になったこと(13及び14 頁)

甲 6	八重山毎日新聞 記事	写し	平成20年8月13日	八重山 毎日新聞	石垣市自治基本条例の制定過程において、市民検討会議の提案に沿って、厳格な要件を満たした市民の請求があった場合、市長に住民投票の実施義務を課す素案が追加されたこと
甲 7	第 8 回自治基本 条例策定審議会 議事録	写し	平成21年3月9日	被告	甲 6 における市民検討委員会の提案に対して、自治基本条例策定審議会は、何ら異論や反論もなく採用した上で、「第 4 項中住民投票の前に『所定の手続きを経て』の文言を挿入した方が理解しやすい。」との意見を述べ、本件自治基本条例 2 8 条 4 項は、「市長は、第 1 項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない。」という現在の条文となったこと
甲 8	八重山毎日新聞 記事	写し	平成21年10月7日	八重山 毎日新聞	自治基本条例審査特別委員会が委員会で報告された本件自治基本条例に関するアンケート（石垣市が市内 1 3 カ所で実施し、市民 3 2 1 人が回答したものである）においても、住民投票について「本市の将来を左右する重要なことは住民投票で決めるべきである。」が 8 5 % を占め、「必要な事項は全て議会で決めるべきである」はわずか 7 % であったこと

甲 9	八重山毎日新聞 記事	写し	平成28年10月9日	八重山 毎日新聞	<p>①本件自治基本条例28条4項の「所定の手続き」について、市が、「議会の議決を必要とする条例の制定は含まれていない」、「その数の署名が集まれば、市議会に諮ることなく、必ず住民投票を実施するというもの」と回答したこと</p> <p>②市は、「所定の手続き」とは、住民投票を実施する上で必要となる「選挙管理委員会への事務委託、住民投票の形式確認、投票用紙の記載方法、投票日の設定など。条例は不要」と明確に回答していること</p>
甲 1 0	石垣市議会平成 30年9月定例会 (第5回) 議事録	写し		被告	<p>①市長が市議会において、本件自治基本条例について、「その第28条の4項に、『市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない』と書いてあるわけですから、ならないと、やらなければならないと書いてあるわけですから、4分の1以上が集まれば、当然、そのときの住民投票の内容については、何を問うものか、どういった人を対象とするものか、そういったものは、規定を作らなければならないと思うんですが、議員がおっしゃっている常設条例をつくれという意味は、大変申し訳ないです。私、全く理解ができない」という答弁をなしていること</p> <p>②市企画部長が、本件自治基本条例28条1項及び同条4項に基づく住民投票実施のための事務細則について、「基本条例に基づく事務細則にかかわる規則の制定によりまして、むしろ規則による手続上の事務作業を行うほうが、むしろ議員提案の常設よりはフットワークが軽く、その住民投票の要求に即対応できるのが、規則改正（代理人注：制定の誤りだと思われる。）に伴う運用だと思っています。」という答弁をなしていること</p>